

平成 15 年 8 月 18 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)
問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 齊藤 裕久
TEL. 03-3435-3285

利害関係人等との取引について

本投資法人の平成 15 年 8 月 18 日開催の役員会にて、下記のオリックス・アセットマネジメント株式会社の利害関係人等との取引が承認されましたので、その内容をお知らせします。

記

1. 取引の内容

(1) 不動産関係資産の取得及び譲渡

取引の種類	関係会社等 ^{(注)1.}	取引の内容
不動産関係資産の取得	オリックス・リアルエステート株式会社	本投資法人は平成 15 年 8 月 18 日付売買契約に基づき左記関係会社等より「オリックス芝 2 丁目ビル(不動産)」、「オリックス新宿ビル(持分 60% (不動産信託受益権))」及び「名古屋伊藤忠ビル(不動産信託受益権)」を取得価格合計 20,300 百万円(不動産に関しては、建物にかかる消費税及び地方消費税を、不動産信託受益権に関しては、消費税及び地方消費税をそれぞれ含みません。) ^{(注)2.} で取得する予定です。
不動産関係資産の取得	オリックス株式会社	本投資法人は平成 15 年 8 月 18 日付売買契約に基づき左記関係会社等より「オリックス神保町ビル(不動産)」を取得価格 4,177 百万円(建物にかかる消費税及び地方消費税を含みません。)で取得する予定です。

(注)1. 関係会社等とは、本投資法人の資産運用会社の社内規程である「関係会社取引規程」において定めるものであり、資産運用会社の利害関係人等(投信法第 15 条第 2 項第 1 号、投信法施行令第 20 条)及びその関係会社等をさします。

(注)2. 本取得価格合計は、新日本製鐵株式会社から取得する予定の「オリックス新宿ビル」の不動産信託受益権(持分 40%)に相当する金額を含みます。

(注)3. 上記記載の不動産関係資産の概要については、本投資法人が本日付で公表した「資産の取扱に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、本投資法人の利害関係人との取引に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

(2) 運用不動産にかかる賃貸借契約、不動産管理委託契約又は建物管理委託契約の締結、変更又は解約

取引の種類	関係会社等	取引の内容
運用不動産にかかる賃貸借契約の締結	オリックス株式会社	本投資法人は、「オリックス新宿ビル」取得後、入居テナントであるオリックス株式会社と現所有者との間の賃貸借契約を承継する予定です。 承継予定の賃貸借契約の概要は以下のとおりです。 賃貸面積：894.24 m ² 契約期間：平成15年9月1日～平成17年8月31日 契約賃料：月額6,221,730円 敷金：62,217,300円
運用不動産にかかる建物管理委託契約の締結	オリックス・ファシリティーズ株式会社	本投資法人は、「オリックス芝2丁目ビル」及び「オリックス新宿ビル」を取得後、当該物件にかかる建物管理委託契約を締結する予定です。 締結予定の建物管理委託契約の概要は以下のとおりです。 受託者：オリックス・ファシリティーズ株式会社 契約業務：清掃・警備・各種設備点検管理 契約期間：未定 契約金額：未定

2. 取引先の概要

(平成15年3月31日現在)

商号	概要
オリックス株式会社	所在地：東京都港区浜松町二丁目4番1号 設立：昭和39年4月17日 主要株主：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社他 事業内容：リース、割賦売買及びその他金融サービス、不動産関連事業
オリックス・ファシリティーズ株式会社	所在地：京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町 設立：昭和45年2月12日 主要株主：オリックス株式会社85.02% 事業内容：ビルの総合管理、マンション管理組合受託業務、賃貸管理業務他
オリックス・リアルエステート株式会社	所在地：東京都港区浜松町二丁目4番1号 設立：平成11年3月11日 主要株主：オリックス株式会社100% 事業内容：マンション・戸建て・オフィスビル等の開発・分譲、マンション・店舗・オフィス等の一般賃貸・管理他

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の利害関係人との取引に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。